

## 綾瀬市生活困窮者生活再建支援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、重度の困窮状態から脱却し、生活を立て直すことを目的として、必要な費用を支給することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者及び支給要件)

第2条 対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下、「法」という。）に定めるプランを策定し、かつ、別表に定める支給要件のいずれにも該当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める扶助のいずれかを受給している者及び法に規定されている住居確保給付金又はこれに類する給付を受けている者を除くものとする。

### (支給額)

第3条 支給額は、別表に定める支援金額を基準とする。

### (申請方法)

第4条 支援金を受けようとする者は、綾瀬市生活困窮者生活再建支援金支給申請書（第1号様式）、綾瀬市生活困窮者生活再建支援金申請時確認書（第2号様式）（「以下、第2号様式」）、綾瀬市生活困窮者生活再建支援金所要見込額申告書（第3号様式）のほか、希望する項目に応じ、第2号様式裏面に記載がある必要書類を添付し、市に提出を行うものとする。

### (支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定により支給を受けようとする者が提出した申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、申請者に対してその旨を綾瀬市生活困窮者生活再建支援金決定通知書（第4号様式）にて通知し、支給を決定した者に対して、支給するものとする。

2 市長が前条の規定による申請を受理した後、申請書類の不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請者に通知後30日を経過しても当該申請書類等の補正が行われないときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 支援金は原則、支給決定を受けた者に対して現金により直接交付とする。ただし、現金による支給が困難である場合などの特段の事情があり、かつ、決定を受けた者が希望し、市長が認めた場合においては、そのかぎりではない。

4 支給の決定を受けた者は、法に定めるプラン期間中、生活状況・求職活動状況の報告を定期的に行うものとする。

（報告及び決定の変更等）

第6条 支援金の支給を受けた者は、支払後30日以内に市長に対して、綾瀬市生活困窮者生活再建支援金実績報告書（第5号様式）により、支出を行った事実を証明できる書類等を添えて報告を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受け、既に支給を行った額と実績額との差額が生じた場合は、綾瀬市生活困窮者生活再建支援金変更決定通知書（第6号様式）にて通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為によって支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（権利の譲渡又は担保の禁止）

第8条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（書類の保管等）

第9条 本事業の申請及び決定に関する帳簿及び添付書類は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

| 項目           | 対象経費                                      | 支給要件                                                                                                                                                                                             | 支援金額                   |
|--------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 転居費用         | 転居にかかる経費                                  | <p>(ア) 申請月の収入月額から実家賃額（管理費等を含む）を除く額が生活保護実施要領に定める居宅基準以下であること。</p> <p>(イ) 資産要件及び家計改善に向けた取組に関する事項は、住居確保給付金（転居費用）の例による。</p> <p>(ウ) 収入減少の事実及び原因が確認できること。<br/>（収入減少における判断基準は住居確保給付金の例による。）</p>          | 市が必要と認める額              |
| 診断書料         | 障がいの程度を証明するために必要な診断書作成費用（診断書作成に必要な診察料を含む） | <p>(ア) 申請月の収入月額及び申請日時点の資産状況が生活保護実施要領に定める居宅基準と住宅扶助基準の合計金額以下であること</p> <p>(イ) 親族等から金銭的援助が見込めないこと。</p>                                                                                               | 市が必要と認める額              |
| 無料低額宿泊施設等利用料 | 無料低額宿泊施設等の利用及び面談・求職活動にかかる経費               | <p>(ア) 居所を失っている又は居所を失う可能性があることが証明できること。</p> <p>(イ) 申請月の収入月額及び申請日時点の資産状況が生活保護実施要領に定める居宅基準と住宅扶助基準の合計金額以下であること</p> <p>(ウ) 親族等に金銭的援助が見込めないこと。</p> <p>(エ) 就労阻害要因がなく、又は少なく、常用就職を目指し、熱心に求職活動ができること。</p> | 1日当たり4,000円、30日を上限とする。 |



## 綾瀬市生活困窮者生活再建支援金申請時確認書

## 誓約事項

- 1 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが、地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付を受けていないこと
- 2 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと

## 同意事項

- 1 支援金の支給を行うために必要となる、市による必要な助言・指示に対し特段の事情がなく従わない場合は、支援金の支給を打ち切りとなる可能性があること
- 2 支援金の支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること  
また、綾瀬市長の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 3 支援金の支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、綾瀬市長が官公署から情報を求めること

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

綾瀬市長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所

\_\_\_\_\_

申請者氏名

\_\_\_\_\_

## 添付書類

## ① 共通

## 1 本人確認書類（世帯全員分）

運転免許証、個人番号カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

## 2 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月までに減少したことが確認できる書類の写し

## 3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

## 4 預貯金関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

## 5 その他市長が審査において必要と判断した書類

## ② 項目別添付書類

## 1 転居費用

(ア) 申請者または申請者と同一の世帯に属する者が居住しているまたは居住していた住宅に関する契約が確認できる書類（特段の事情により提出ができない場合は、申出書）

(イ) 転居に必要な費用が確認できる資料（見積書）

## 2 診断書料

(ア) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が居住しているまたは居住していた住宅に関する契約が確認できる書類（特段の事情により提出ができない場合は、申出書）

(イ) 診断書料及び診断書作成に必要な診察料が確認できる資料

## 3 無料低額宿泊施設等利用料

(ア) 無料低額宿泊施設等の利用額が確認できる書類（契約書等）

(イ) 申請者または申請者と同一の世帯に属する者名義で契約している住宅からの退去に関する内容が確認できる書類（特段の事情により提出ができない場合は、申出書）

年 月 日

綾瀬市生活困窮者生活再建支援金所要見込額申告書

（宛先）綾瀬市長

申請者住所（または居所）

氏名

綾瀬市生活困窮者生活再建支援金の利用にあたり、必要な費用は以下のとおりです。

必要な金額： 円

| <input type="checkbox"/> 転居費用 <input type="checkbox"/> 診断書料 <input type="checkbox"/> 無料低額宿泊施設等利用料 |             |               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------|
| 内 訳                                                                                               | 必要となる額（見込額） | 備考            |
| 敷 金                                                                                               | 円           |               |
| 礼 金                                                                                               | 円           |               |
| 仲介手数料                                                                                             | 円           |               |
| 保 険 料                                                                                             | 円           |               |
| 保 証 料                                                                                             | 円           |               |
| 鍵交換代                                                                                              | 円           |               |
| 退去時精算費                                                                                            | 円           |               |
| 移送費（運搬費）                                                                                          | 円           |               |
| 医療費（診察料）                                                                                          | 円           |               |
| 診断書料                                                                                              | 円           |               |
| 無料低額宿泊<br>施設等利用料                                                                                  | 円           | 1 日あたりの額×30 日 |
| 移動費用等                                                                                             | 円           |               |
| 合 計                                                                                               | 円           |               |

【留意事項】

金額の根拠となる資料（見積書等）を別途、添付してください。

第4号様式（第5条関係）

|                                                    |        |   |
|----------------------------------------------------|--------|---|
| 第                                                  |        | 号 |
| 年                                                  | 月      | 日 |
| 様                                                  |        |   |
| 綾瀬市長                                               |        |   |
| 綾瀬市生活困窮者生活再建支援金決定通知書                               |        |   |
| 年 月 日付で申請された綾瀬市生活困窮者生活再建支援金について、下記のとおり決定したので通知します。 |        |   |
| 記                                                  |        |   |
| 1 支給の可否                                            | 支給・不支給 |   |
| 2 支給する場合の支給額                                       | 円      |   |
| 3 支給方法                                             |        |   |

（注意事項）

- 1 本事業の利用に伴う支援金の支給を受ける際、次の①または②の活動を怠った場合、又は綾瀬市自立相談支援機関の作成するプランに基づく支援を拒否する場合には、支給を取り消すことがあります。
  - ①月2回以上自立相談支援機関と生活にかかる面談・支援を受けること（訪問による面談等を含む。）
  - ②離職及び就労に関する収入減少の場合は、月4回以上の就労にかかる面談・支援を受けること
- 2 本支援金の受給期間中に就職した場合には、就労に関する資料を提出してください。
- 3 受給者は、支払後、30日以内に支払いを行ったことが確認できる書類（領収書等）を綾瀬市自立相談支援機関あてに提出してください。

年 月 日

綾瀬市生活困窮者生活再建支援金実績報告書

（宛先）綾瀬市長

申請者住所

氏名

年 月 日付で決定を受けた綾瀬市生活困窮者生活再建支援金の実績を報告します。

必要とした合計金額： 円

| <input type="checkbox"/> 転居費用 <input type="checkbox"/> 診断書料 <input type="checkbox"/> 無料低額宿泊施設等利用料 |             |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 内 訳                                                                                               | 必要とした額（実績額） | 備考          |
| 敷 金                                                                                               | 円           |             |
| 礼 金                                                                                               | 円           |             |
| 仲介手数料                                                                                             | 円           |             |
| 保 険 料                                                                                             | 円           |             |
| 保 証 料                                                                                             | 円           |             |
| 鍵交換代                                                                                              | 円           |             |
| 退去時精算費                                                                                            | 円           |             |
| 移送費（運搬費）                                                                                          | 円           |             |
| 医療費（診察料）                                                                                          | 円           |             |
| 診断書料                                                                                              | 円           |             |
| 無料低額宿泊<br>施設等利用料                                                                                  | 円           | 1日あたりの額×30日 |
| 移動費用等                                                                                             | 円           |             |
| 合 計                                                                                               | 円           |             |

【留意事項】

金額の根拠となる資料（領収書等）を別途、添付してください。

綾瀬市生活困窮者生活再建支援金変更決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで実績報告のあった綾瀬市生活困窮者生活再建支援金については、綾瀬市生活困窮者生活再建支援金支給要綱第6条第2項の規定により、次のとおり支援金の額を変更決定したので通知します。

1 既交付額 円

2 変更後決定額 円